

令和5年度答申第52号
令和5年12月15日

諮問番号 令和5年度諮問第29号（令和5年8月29日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 改定確定保険料決定等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁」という。）が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）20条1項の適用を受ける事業の事業主である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、労働保険料を減額改定する改定確定保険料決定（以下「本件先行処分」という。）を取り消し（以下「本件取消処分」という。）、労働保険料を増額改定する改定確定保険料決定（以下「本件後行処分」といい、本件取消処分と併せて「本件各処分」という。）をしたことから、審査請求人が本件各処分を不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）徴収法10条1項は、政府は、労働保険の事業に要する費用に充てるため保険料を徴収すると規定し、同条2項1号は、前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）として一般保険料を掲げる。

徴収法 11 条 1 項は、一般保険料の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする旨規定し、同条 3 項並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収規則」という。） 12 条 1 号及び 13 条 1 項は、賃金総額とは、請負による建設の事業については、その事業の種類に従い、請負金額に別表第 2 に掲げる率を乗じて得た額とすると規定する。そして、徴収法 12 条 1 項 2 号は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る保険関係のみが成立している事業にあっては、一般保険料に係る保険料率は、労災保険率とする旨規定する。

- (2) 徴収法 19 条 2 項は、有期事業については、その事業主は、労働保険料の額等を記載した申告書を、保険関係が消滅した日から 50 日以内に提出しなければならない旨規定する。

そして、徴収法 20 条 1 項を始め、本項末尾掲記の徴収法等の条項によれば、政府は、労災保険に係る保険関係が成立している有期事業のうち、建設の事業であって、確定保険料の額が 40 万円以上又は請負金額が 1 億 1000 万円以上の要件に該当するもの（以下「適用対象事業」という。）については、当該適用対象事業の業務災害の多寡に応じて一般保険料に係る確定保険料の額を引き上げ、又は引き下げることができるとされている。

すなわち、適用対象事業にあっては、事業が終了した日から 3 か月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額に労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令第 30 号）の規定による特別支給金で業務災害に係るもの（以下「特別支給金」という。）の額を加えた額を、一般保険料に係る確定保険料の額（労災保険率に応ずる部分の額）から非業務災害率（1000 分の 0.6）に応ずる部分の額を減じた額（以下「非業務災害減確定保険料」という。）に第一種調整率（建設の事業は 100 分の 63）を乗じて得た額で除したものを収支率（以下「メリット収支率」という。）とし、当該メリット収支率が 100 分の 85 を超え、又は 100 分の 75 以下である場合であって、その割合がその日以後において変動せず、又は厚生労働省令で定める範囲を超えて変動しないと認められるときは、その事業の非業務災害減確定保険料に、100 分の 40 の範囲内において厚生労働省令で定める率（以下

「メリット増減率」という。) を乗じて得た額だけ引き上げ又は引き下げて得た額 (以下「改定確定保険料」という。) に改定することができる (以下、こうした仕組みを「メリット制」という。) (徴収法20条1項柱書き、同項1号、徴収規則16条2項、18条の2第1項、19条の2第2号、35条1項、同条2項、同条3項、別表第6、別表第7)。

- (3) 徴収法20条3項は、政府は、同条1項の規定により労働保険料の額を引き上げ又は引き下げた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その引き上げ又は引き下げられた労働保険料の額と確定保険料の額との差額を徴収し又は還付するものとする旨規定する。
- (4) 徴収規則1条3項は、労働保険関係事務のうち、同項各号の労働保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官が行うと規定し、同項1号は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち徴収法39条1項の規定に係る事業についての一般保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務等を掲げる。徴収規則70条4号は、徴収法39条1項の規定に係る事業は、建設の事業とすると規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人が請負事業として施行する「B道路維持除雪外一連工事」(事業の種類を「その他の建設事業」とし、請負金額を1億9400万円とする。) について、令和2年4月1日に事業を開始したことにより、単独の有期事業として保険関係が成立した (以下、当該事業を「本件適用対象事業」という。)。審査請求人は、本件適用対象事業をC社 (以下「本件下請会社」という。) に下請に出した。
(労働保険保険関係成立届 (有期)、労働保険概算保険料申告書、調査結果復命書)
- (2) 本件下請会社に雇用されていたD (以下「本件被災労働者」という。) は、令和2年12月9日、骨盤骨折のけがを負った (以下「本件災害」という。)
(療養補償給付たる療養の給付請求書、休業補償給付支給請求書)
- (3) 本件被災労働者は、令和3年1月19日、E労働基準監督署長 (以下「本件労基署長」という。) に対し、療養補償給付たる療養の給付請求をした。この請求において、本件被災労働者は、本件災害の発生状況につい

て「会社敷地内で大型ダンプの荷台の雪をはね様と車両に付いているハシゴを登っていた時に手が滑り落下して腰を打つ。」と申告し、本件下請会社の事業主証明がされていた。

(療養補償給付たる療養の給付請求書)

- (4) 本件労基署長は、令和3年1月21日、上記(3)の請求に対し、本件災害を本件下請会社での業務上災害と認定した上で、療養補償給付たる療養の給付支給決定をした。

(調査結果復命書、療養補償給付たる療養の給付支給請求書)

- (5) 審査請求人は、本件適用対象事業が令和3年3月31日に終了したことに伴い、同年4月28日、処分庁に対し、労災保険法による保険関係が終了したとして、本件適用対象事業に係る確定保険料の額を135万7560円とする確定保険料の申告をした。

(労働保険確定保険料申告書)

- (6) 本件被災労働者は、令和3年5月11日、本件労基署長に対し、休業補償給付支給請求をした。この請求において、本件被災労働者は、本件災害の発生状況について「会社敷地内で大型ダンプの荷台の雪をはねようと車両に付いているハシゴを登っていた時に手が滑り、落下して腰を打つ」と申告し、事業主証明の欄には、「証明拒否」と記載されていた。

(休業補償給付支給請求書)

- (7) 処分庁は、上記(5)の申告に対し、令和3年11月18日付けで、徴収法20条の規定に基づいて、本件適用対象事業の業務災害に関する給付額が29万3918円であることを前提に、メリット増減率をマイナス25パーセントと算出して、還付額を32万5814円とし、本件適用対象事業における改定確定保険料を決定する処分(本件先行処分)をした。その通知書には、改定確定保険料の額を記載する欄はなく、その額(103万1746円)は記載されていなかった。

(令和3年11月18日付け改定確定保険料決定通知書、令和5年10月31日付け審査庁主張書面)

- (8) 本件労基署長は、本件被災労働者から、上記(6)の請求について事業主証明が拒否されたなどの申出を受け、業務上外に関する調査を行い、令和3年12月15日、上記(6)の請求に対し、本件災害を審査請求人の本件適用対象事業での業務上災害と認定した上で、休業補償給付支給決定をした。

(調査結果復命書、休業支給決定決議書)

(9) 処分庁は、上記(8)の認定を受け、E労働基準監督署労災課長(以下「本件労基署労災課長」という。)を通じて、令和4年1月17日、審査請求人に対し、本件先行処分を取り消す処分(本件取消処分)を口頭で行った。

(「有期メリット適用事業場に係る還付金の回収等について」と題する書面、
補正書)

(10) 処分庁は、令和4年2月10日付けで、徴収法20条の規定に基づいて、本件適用対象事業の業務災害に関する給付額が468万1871円(本件被災労働者の業務災害に関する保険給付額である438万7953円を加算した額)であることを前提に、メリット増減率をプラス40パーセントと算出して、追徴額を52万1303円とし、本件適用対象事業における改定確定保険料を決定する処分(本件後行処分)をした。その通知書には、改定確定保険料の額を記載する欄はなく、その額(187万8863円)は記載されていなかった。

(令和4年2月10日付け改定確定保険料決定通知書、有期メリット制訂正データリスト、診療費詳細情報画面、令和5年10月31日付け審査庁主張書
面)

(11) 審査請求人は、令和4年3月15日、審査庁に対し、本件後行処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(12) 審査請求人は、令和4年4月25日、補正書において、本件審査請求の趣旨に本件取消処分の取消しを求める旨追加した。

(補正書)

(13) 審査庁は、令和5年8月29日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件各処分の根拠は、本件被災労働者が審査請求人の現場で負傷したと認定したことによるものと推測されるが、本件下請会社の代表者、審査請求人の現場代理人等によると、本件被災労働者は、審査請求人の現場に来る前に、本件下請会社の敷地内で負傷したとのことであるから、審査請求人の現場における労働災害ではない。

(2) 処分庁は、審査請求人の現場で起きた労災事故であると判断した理由として、「負傷者からの申立により」、「同僚作業員の証言等から」と主張するだけで、負傷者の申立ての時期も具体的内容も明らかではなく、どの法人に属する同僚作業員か、その具体的な証言の内容、同僚作業員と負傷者又は審査請求人との利害関係の有無等が全く明らかではない。

処分庁は、上記判断を裏付ける資料を提出しているようであるが、審査請求人に交付された資料の写しはほぼ墨塗りで、特に、上記判断の理由が記載されていると推測される部分は全く開示されなかった。審査請求人に開示することができない資料に基づく処分庁の上記判断は、審査請求人がその当否を判断することができないのであるから、理由がないに等しい。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的及び「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」の報告書（令和4年12月）の考え方（行政庁から根拠資料が十分開示されることが前提等）からすれば、審査請求人に開示された処分庁提出資料がほぼ全てが黒塗りであったことは、審査請求人に対する手続的保障が著しく欠ける不当な対応であったと言わざるを得ない。

このように手続的保障に著しく欠ける手続であったこと、処分庁提出資料がほぼ全てが墨塗りでしか開示されなかったことからすれば、処分庁による本件各処分は正当な理由がないと判断されるべきである。

(3) したがって、本件各処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人は、本件被災労働者は本件適用対象事業の現場に来る前に、本件下請会社の敷地内で負傷したものであり、本件適用対象事業で発生した業務災害ではない旨主張する。

しかし、本件被災労働者が本件下請会社の敷地内で負傷したと認めるに足りる証拠はない。そして、本件被災労働者と共に作業をしていた作業員の証言や本件被災労働者の負傷の程度に関する医師の所見等にも整合しないことから、審査請求人の主張は採用できない。

以上より、本件災害は本件適用対象事業における業務災害であり、当該事実を前提とした本件各処分は妥当である。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、審理員の意見も、概ね同旨である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年8月29日、審査庁から諮問を受け、同年9月15日、同月28日、同年10月12日、同月19日及び同年12月7日の計5回、調査審議をした。

また、審査庁から令和5年9月13日及び同年10月31日、主張書面及び資料の提出を、審査請求人から同年9月19日、主張書面の提出を受けた。

当審査会は、審査請求人から主張書面等の写しの交付請求を受け、行政不服審査法78条1項の規定に則りそれを交付する際、更に主張すべき事項等があれば、当該交付（令和5年10月30日付けで郵送）を受けてから3週間後までに提出するよう連絡したが、これに対して審査請求人から主張書面又は資料は提出されなかった。

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和4年3月15日）から本件諮問（令和5年8月29日）までに1年5か月以上を要しているところ、特に①本件審査請求の受付から補正命令の発出（令和4年4月11日）までに約1か月、②補正書の受付（同月25日）から審理員の指名（同年5月19日）までに約1か月、③審査請求人からの閲覧等請求（同年6月28日）からこれに対する審理員の交付決定（同年11月4日）までに約4か月、④反論書の受付（同年12月26日）から審理員意見書の提出（令和5年7月12日）までに6か月半、⑤審理員意見書の提出から本件諮問までに1か月半を要している。しかし、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁は、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手續を迅速に進める必要がある。

(2) 上記（1）で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各処分の適法性又は妥当性について

(1) 本件先行処分は、本件災害が本件被災労働者の勤務する本件下請会社の敷地内での負傷であるとの判断を前提に、本件災害に係る保険給付を審査請求人の労働保険料算定上考慮していなかったが、本件各処分は、本件災害が審査請求人の本件適用対象事業における負傷であるとの判断を前提に、本件災害に係る保険給付を審査請求人の労働保険料の算定上考慮している。このため、本件各処分の前提とする本件災害の発生場所が審査請求人の本

件適用対象事業であったかが争点となっており、以下、この点について検討する。

ア 本件災害の発生場所に係る本件被災労働者の申告及び供述の内容は、次のとおりである。

(ア) 本件被災労働者は、令和3年1月19日、療養補償給付たる療養の給付請求を、同年5月11日、休業補償給付支給請求をそれぞれ行ったところ、いずれの請求書においても、本件災害の発生状況について、本件下請会社の敷地内で、大型ダンプの荷台の雪を除去しようとして車両に付いているはしごを登っていた時に、手が滑って落下し、腰を打ったと申告した。なお、本件下請会社は、療養補償給付たる療養の給付請求では、事業主証明をしたが、休業補償給付支給請求では、事業主証明を拒否した。

(療養補償給付たる療養の給付請求書、休業補償給付支給請求書)

(イ) 本件被災労働者は、休業補償給付支給請求の直前である令和3年5月6日、本件下請会社から休業補償給付請求について証明できないといわれたとした上で、本件災害の発生状況について、「本当は元請工事の作業中での災害であったのを、元請会社から、下請会社の敷地内で起こした労災事故として労災請求してほしいと話があり、そのとおり請求した。」、「私は治療費と休業補償がもらえればよかったため、下請会社敷地内での事故として労災請求した。」と供述した。

(調査結果復命書)

(ウ) 本件被災労働者は、令和3年11月26日、本件災害の発生状況及び負傷後の状況について、F機関から審査請求人が受注した工事で、審査請求人から本件下請会社が請け負った仕事の中に負傷したとし、「事故の発生状況について、私は散布車の頂上から降りるために、はしごに左足を掛けた際に滑って道路上まで墜落した。」、「私が負傷したときに近くにいたのはGさん（注：散布車の運転手）だけだったので、GさんがHさん（注：審査請求人の工事責任者）と社長に私が負傷した旨を電話していた。」、「私は腰から墜落した衝撃で自力で立つことができないほど辛かった」と供述した。

(調査結果復命書)

イ このように、本件被災労働者は、当初、勤務する本件下請会社の敷地内で事故に遭ったと申し立てていたが、その後、除雪作業中に事故に遭

ったと供述を変遷させている。本件各処分は、本件被災労働者の供述の変遷を契機として調査し本件災害の発生場所を審査請求人の本件適用対象事業と認定した休業補償給付決定を基にしていることから、本件災害の発生状況に関して客観資料のない本件においては、同決定の基礎となった本件災害の発生場所に係る本件被災労働者の供述の信用性が問題となる。

(ア) 本件被災労働者は、当初、本件下請会社の敷地内で事故に遭ったと申し立てていた理由について、上記ア（イ）のとおり、元請会社、すなわち、審査請求人から、本件下請会社の敷地内で発生した労災事故として労災請求をしてほしいという依頼があり、本件被災労働者としては労災支給を受けられればよかったためであると説明する。そうすると、上記ア（ア）の申告内容が誤りであることについて合理的な理由があるといえる。

なお、供述を変遷（上記ア（イ））させた直後に行った、法令に則った手続である休業補償給付支給請求でも、本件災害の発生場所について、最初の療養補償給付請求と同様の記載（本件下請会社の敷地内）をしたのは、審査請求人からの、本件下請会社の敷地内で起きた労災事故として労災請求してほしいという依頼に基づいて記載したにすぎないと考えられ、この休業補償給付支給請求をもって再び供述を変遷させたのではないといえる。

(イ) 次に、本件被災労働者以外の供述として、本件被災労働者の同僚で、審査請求人の本件適用対象事業に係る作業に従事していたGは、「私は散布車を始動したときには、間違いなく、Dさんと合流しているので、令和2年12月9日の午前3時30分に、I基地で、Dさんと合流したことは間違いない。（中略）その時、Dさんはどこかを負傷している様子はなく、体調を崩している様子も認められなかった。」、「Dさんが「塩が出ていないんじゃないか。ホッパーを見てくる。」と言ったので、私は散布車を停めて、「見に行ってくれ」と言った。」、「Dさんは助手席に乗ったときと同じように、はしごを使って路上におり、散布車の後部まで歩いて行くのを、私は助手席のサイドミラー越しに確認した。Dさんが歩いている姿を見ても、この時点で、Dさんが体のどこかを負傷している様子は認められなかった。」、「Dさんが見に行ってくると言っ、5分程経ったのですが、Dさん

が一向に戻ってくる気配がないので、私が助手席側のサイドミラーをのぞくと、路上に倒れているDさんの全身が見えた。」「私も散布車の運転席を降りて、Dさんに近づくと、Dさんは、「歩けない。痛い。」と言ったので、私が「立てるの。」と聞くと、Dさんは「いや、立てない。」と言って路上に倒れたままだった。」と供述している（調査結果復命書）。

Gは本件下請会社の従業員であるが、本件被災労働者に係る労災保険法の保険給付との関係においては利害関係を有さず、本件被災労働者の本件災害については中立の立場にある。また、Gは、事故そのものを目撃しているわけではないが、事故の直前及び直後の様子を詳細に供述しており、その供述内容に不自然な点は見当たらない。

そうすると、Gの供述は信用できるものであるといえるところ、本件被災労働者の供述は、本件災害の発生場所（本件適用対象事業従事中）についてGの供述と整合するものであるから、発生場所に関する本件被災労働者の供述は信用できるといえる。

(ウ) 次に、本件下請会社の代表取締役であるJは、本件被災労働者に係る休業補償給付支給請求書に記載された災害発生状況（本件下請会社の敷地内で負傷）等に誤りがあるというわけではない、請求書に記載されている以上本件被災労働者も災害発生状況欄に記載された内容を認めているのではないかという供述をしている（調査復命書）。

Jは、本件被災労働者の本件災害が除雪現場で発生したとは認めていないが、本件下請会社の敷地内で発生したことについても、積極的、具体的な主張はしていない。すなわち、Jは、本件被災労働者の事故を目撃していないため、災害発生状況について具体的な供述がない上に、本件被災労働者の本件災害が本件下請会社の敷地内で発生したものであると考える根拠も、請求書に記載された災害発生状況に誤りがあるというわけではないとした上で、本件被災労働者が休業補償給付支給請求書の災害発生状況欄にそのような記載をしたことを指摘するにとどまり、本件災害について他の従業員からどのような報告（発生状況、従業員による搬送等の事後対応など）を受けたかなどには触れてはいない。なお、本件被災労働者が自ら病院へ行ったので報告がなかったとも考えられるが、本件被災労働者は骨盤骨折のけがをしている（療養補償給付たる療養の給付請求書、休業補償給付支給請求書）。本件被災労働者が搬送さ

れた病院の医師は、本件被災労働者は左側の腸骨にひびが入っている状態であり、そのような状態であれば一般的には自ら乗用車を運転するのは難しいこと、骨盤骨折は大量出血になりやすいが、本件被災労働者は出血が多いわけではなく、受傷後ほとんど身体を動かしていないと思われること、本件被災労働者の左臀部が腫れていた記憶があり、そのような状態であれば痛みで歩くことが難しかったと思われることを供述しており（調査結果復命書）、このような供述からすれば、本件被災労働者が受傷後に自ら病院に行ったとは考え難い。

加えて、Jは、療養補償給付請求では事業主証明をした本件災害の発生場所（本件下請会社敷地内）について、療養補償給付請求の時とは異なり、休業補償給付支給請求では事業主証明をすることを拒否している（休業補償給付支給請求書）。

以上から、Jの供述をもって、本件災害の発生場所を本件下請会社の敷地内とすることはできないといえる。

ウ したがって、本件被災労働者及びGの供述からすれば、本件被災労働者は、令和2年12月9日、審査請求人の本件適用対象事業に係る除雪作業中に負傷したことが認められる。

(2) 次に、本件後行処分は、確定保険料の額を改定し、それに伴う徴収すべき額を決定するものなので、それらの額が適正であるかどうか、本件災害が本件適用対象事業における業務上災害であることを前提として検討する。

審査請求人の改定確定保険料の額は、メリット増減率を基に算出されるから、まず、このメリット増減率を算出する基礎となるメリット収支率を算出する。本件適用対象事業が終了した日から3か月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額と特別支給金の額の合計（徴収法20条1項1号）は、本件災害に係る保険給付の額を含めると、468万1871円となる（令和3年11月18日付け改定確定保険料決定通知書、訂正データリスト（有期メリット制））。そして、改定前の一般保険料に係る確定保険料の額は、135万7560円である（労働保険確定保険料申告書）。この額から、徴収規則12条1号及び13条1項所定の計算方法により算出した賃金総額（9050万4000円）の非業務災害率（1000分の0.6（徴収規則16条2項））に応ずる部分の額を減じた非業務災害減確定保険料の額は130万3258円であり、これに第一種調整率（100分の63（徴収規則19条の2第2号））

を乗じて得た額は82万1053円となる。したがって、審査請求人のメリット収支率は、571パーセント（ \div 468万1871円（保険給付の額） \div 82万1053円（非業務災害減確定保険料の額に第一種調整率を乗じて得た額） \times 100）となる。そして、このメリット収支率は、150パーセントを超えているから、保険給付の額として、本件適用対象事業が終了した日から6か月を経過した日以前の労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額（厚生労働省労働基準局作成メリット制事務処理手引（令和4年1月改定版）。以下「メリット制事務処理手引」という。）を用いて算出したとしても、徴収法20条1項1号の「その割合がその日以後において変動せず、又は厚生労働省令で定める範囲（建設の事業の場合、メリット収支率が150パーセントを超えるものにあつては、150パーセントを超える範囲（徴収規則35条3項、別表第7））を超えて変動しないと認められるとき」に該当する。したがって、本件適用対象事業は、徴収法20条1項1号に該当し、メリット収支率は、上記で算出したとおり、571パーセントとなる。

次に、メリット増減率を算出する。審査請求人のメリット収支率は、上記のとおり、571パーセントであり、メリット収支率の区分ごとにメリット増減率を定める徴収規則35条2項及び別表第6によれば、建設の事業で150パーセントを超えるメリット収支率の場合は、メリット増減率はプラス40パーセントとなる。

以上から、審査請求人の改定確定保険料の額（徴収法20条1項）は、改定前の確定保険料（135万7560円）に、非業務災害減確定保険料の額（130万3258円）にメリット増減率プラス40パーセントを乗じて得た額である52万1303円を加えた187万8863円となる。そして、徴収すべき額（徴収法20条3項）は、引き上げられた改定確定保険料の額と改定前の確定保険料の額との差額である52万1303円となる。

したがって、本件後行処分によって決定された改定確定保険料の額及び追徴額は適正である（ただし、上記第1の2（10）のとおり、本件後行処分の通知書には、改定確定保険料の額を記載する欄はなく、その額は記載されていなかった。なお、このことについては、下記3（4）で付言している。）。

(3) 上記（1）及び（2）において検討したところによれば、本件各処分は、

違法又は不当であるとは認められない。

3 付言

(1) 審理手続における閲覧請求について

ア 行政不服審査法38条1項は、審査請求人は、審理手続が終了するまでの間、審理員に対し、処分庁が審理員に提出した資料等の閲覧や写しの交付を求めることができる旨規定し、この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ閲覧又は交付を拒むことができない旨規定する。

本件審査請求の審理手続において、審査請求人は、令和4年6月24日付けで、審理員に対し、行政不服審査法38条1項の規定に基づき、弁明書添付資料一式の写しの交付を請求し（提出書類等閲覧等請求書）、審理員は、同条2項に規定する当該資料の提出人（処分庁）の意見を聴取した上で、同年11月4日付けで、請求された提出書類について、開示することにより第三者の利益を害するおそれがある等と認められる部分を除き、その写しの交付を認めるとする決定をした（「提出書類等の閲覧等の請求について（通知）」と題する書面）。そして、審査請求人に交付された書類は、本件災害の調査結果等が記載されている調査結果復命書がごく一部を除き墨塗りされ、その内容は全く理解できない状態であるなど、本件各処分の根拠が示されている箇所が墨塗りとなっていた（審理員が交付した資料一式）。

イ 本件審査請求は、本件各処分の取消しを求めるものであるところ、上記2（1）のとおり、本件各処分の前提とする本件災害の発生場所が審査請求人の本件適用対象事業であったかが争点となっており、この発生場所について、審査請求人は本件適用対象事業の現場ではないと主張する一方、処分庁は本件適用対象事業の現場であると主張する（このように、本件各処分とは別の処分である休業補償給付支給決定に係る事実認定についても、処分庁は、本件審査請求の審理手続において主張し、審査庁も、一応の理由を示した上で審査請求人の主張は採用できないとする。）。

そうすると、処分庁の主張するところの発生場所が本件適用対象事業の現場であることを示す根拠が審査請求人に示されなければ、審理手続において審査請求人は反論することができないのは論を待たないところである（なお、審査請求人は、当審査会に対し、当審査会に提出された

弁明書添付資料の写しの交付を請求し、行政不服審査法78条1項の規定に則ってその交付を受けている。)

ウ 行政不服審査法38条1項の閲覧等請求権は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)や個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)による開示請求権とは異なり、処分に不服のある者が行う審査請求に係る審理手続の間に限って、審査請求人に対し、当該処分がいかなる根拠に基づくものであるかを知り、これに対する反論をする機会を与える趣旨である。審理員はこのことを十分に理解し、上記アの審査請求人の閲覧等請求を適切に判断する必要がある。今後、審理員は閲覧等請求への対応を改める必要がある。その際、行政不服審査法38条2項の規定により求める資料の提出人の意見は、あくまでも、同条1項に規定する閲覧等を拒む正当な理由があるかどうかについて、審理員が適切に判断することができるようにするためのものであり、当該意見に拘束されるものではないことに留意すべきである。また、審査庁は、審理員となることが見込まれる職員に対し、定期的に研修を行うなどして、閲覧等請求が適切に判断され、審査請求人の反論する機会が奪われないようにすることを確保する必要がある。

(2) 本件取消処分が審査請求の対象となること等について

ア 審査請求人は、上記第1の2(12)のとおり、審査請求書の補正書で本件取消処分を審査請求の対象に追加している。そして、審査庁の担当者が審査請求人から聴取したところによれば、①審査請求人が当初、本件取消処分を審査請求の対象としなかった理由は、A労働局職員から、本件取消処分について審査請求をすることができないと説明があったためである、②補正命令書に審査請求の対象に本件取消処分を含む場合はその旨補正書に記載するよう案内があったため、本件取消処分を審査請求の対象に追加した、とのことである(電話録取書)。

そうすると、上記①の誤った教示により、審査請求人は、当初、本件取消処分を審査請求の対象にすることはできないと解し、補正書で追加せざるを得なかったことになる。

イ さらに、その補正書の提出により本件取消処分について審査請求をした日(令和4年4月25日)は、本件取消処分があったことを知った日(同年1月17日)の翌日から起算して既に3か月の審査請求期間(行政不服審査法18条1項本文)を経過していたことになる。この点をど

のように解して補正書を受け付けたのか審査庁に照会したところ、本件取消処分は、本件後行処分の、いわば前段階として行ったものであり、（本件後行処分に係る）本件審査請求の後、相当の期間に審査請求の対象に追加された結果、当初から適法な審査請求があったものとして扱ったとのことであった（令和5年10月31日付け審査庁主張書面）。しかし、本件取消処分と本件後行処分とは、先後関係にあるものの、それぞれ別の処分であるから、審査請求もそれぞれを対象にして行うことが求められるものである。そもそも、審査請求人が本件取消処分について当初審査請求をしなかったのは、上記のとおり、処分庁の担当者の誤った教示によるものであり、審査請求人は、審査庁から補正命令書（令和4年4月11日付け）で本件取消処分の審査請求をすることができる旨教示を受けて10日程度で審査請求をしているから、処分庁の教示誤りにより審査請求期間を経過したといえる。そうすると、審査庁は、こうしたことを勘案して、本件取消処分の審査請求が審査請求期間を経過したことに「正当な理由」（行政不服審査法18条1項ただし書）があると解すべきであった。

ウ 処分時の教示を義務付ける行政不服審査法82条1項は、口頭で処分をする場合は対象とはしていない（同項ただし書）が、教示しないならまだしも、審査請求をすることができないという、審査請求の機会を奪うことにつながる誤った教示をすることはあってはならないことである。審査庁は、処分庁を指導したとしている（令和5年9月12日付け審査庁主張書面）が、今後全国で同様の事態が生じないように、口頭の取消処分であっても審査請求の対象となることについて、各労働局に周知徹底する必要がある。また、万一、同様の誤った教示により審査請求期間を経過して審査請求がされたときには、審査庁は、教示誤りの結果、審査請求の機会を不当に奪うことのないように審査請求の手続を進める必要がある。

（3）本件取消処分の形式について

ア 本件取消処分は、上記第1の2（9）のとおり、本件労基署労災課長を通じて口頭（電話）でされた。審査庁に対して、口頭で処分すべき特段の理由があったのか照会したところ、本件先行処分が誤っていたことから、その誤りを訂正するために、別途書面にて新たな処分（本件後行処分）を行うため、本件先行処分の効力を取り消すために行ったもので

あり、いわば、本件後行処分の前段階として行ったものである、本件取消処分が審査請求人に新たな不利益を課すものではなく、（その後に）新たな行政処分が実施されないことは想定されないため、口頭により行ったとのことであった（令和5年9月12日付け審査庁主張書面）。

また、本件取消処分を口頭で行った状況を示す資料の提出を審査庁に求めて提出された資料によれば、令和4年1月17日、本件労基署労災課長が審査請求人の支払担当者に対し、電話で、本件被災労働者の名前を告げて、労働基準監督署の調査の結果、本件被災労働者が審査請求人の現場で負傷したものと認められることが判明したことから、（令和3年）12月に支払済みの有期メリット還付金の回収と保険給付が増えたことによるメリット追徴金が発生することを伝えたことがうかがえる。

イ 本件取消処分（改定確定保険料決定の取消処分）の形式についてみると、徴収法及び徴収規則上書面であることを義務付ける規定は見当たらない。他方、本件適用対象事業に係る労働保険料に関する一連の手続についてみると、概算保険料及び確定保険料の申告は、申告書を提出することによって行われ（徴収法15条2項、19条2項）、メリット制の適用により引き上げ又は引き下げられた労働保険料の額と確定保険料の額との差額の徴収又は還付は、納入告知書によって納付を求め又は還付請求書の提出を待って還付することになっており（徴収法20条3項、同条4項、徴収規則38条5項、36条2項）、すべて書面で手続を行うこととなっている。

また、メリット制事務処理手引には、改定確定保険料決定通知書の様式が定められており、改定確定保険料決定も書面で行うことを予定している。現に、本件でも書面で行われている。

ウ このように一連の手続が書面で行われる一方、本件取消処分が口頭でされたことについては、取消対象の本件先行処分により生じた還付金の支払手続を直ちに停止させるためならまだしも、本件取消処分の時点では還付金は既に支払われていたし、その後にされた本件後行処分は、本件取消処分とあまり間を置かずにされた（本件取消処分（令和4年1月17日）から約3週間後の同年2月10日付け）のであるから、書面の作成、発出によらずに、口頭で本件取消処分をすべき特段の理由があったとはうかがえない。

また、口頭により伝えられた内容が上記アの資料のとおりだとすれば、

書面による処分比べて、処分権者、処分の根拠法、処分の内容等の項目について明確性に欠ける点があることは否めない。さらに、本件取消処分に対する審査請求の機会を奪われかねない事態が生じたことは、上記（２）のとおりであり、書面で本件取消処分が行われていれば、行政不服審査法の規定に則り審査請求の教示がなされ、そうした事態は回避されたといえる。

審査庁は、本件取消処分は、いわば、本件後行処分の前段階として行ったものであり、新たな不利益を課すものではないというが（上記ア）、既に行われた処分を取り消す処分であることに変わりはなく、審査庁の主張に本件取消処分を口頭で行うべき特段の理由は見いだし難い。

したがって、今後、改定確定保険料決定の取消処分を行う場合には、口頭で行うべき特段の理由があるのであれば別として、書面の作成、発出により行うことが望ましい。また、口頭で行うこととなる場合には、処分内容等を処分の受け手に明確に伝え、先に行った改定確定保険料決定を取り消す処分であることがわかるよう十分に留意することが求められる。こうしたことについて、審査庁は、各労働局に周知する必要がある。

（４）改定確定保険料決定通知書の記載について

処分庁は、本件先行処分及び本件後行処分について、それぞれ改定確定保険料決定通知書をもって、審査請求人に通知している。そして、上記の各通知書には、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第２０条の規定に基づき確定保険料の額を下記のとおり改定したので通知します。」と記載されているが、改定確定保険料の額を記載する欄はない。処分の名宛人が、上記の各通知書によって改定確定保険料の額を知るためには、上記の各通知書の「① 確定保険料の額」に「⑨ 追徴額」を加算し又は「⑩ 還付額」を控除して自ら計算しなければならないが、このような計算方法によって改定確定保険料の額が算出できることも、上記の各通知書には記載されていない。そうすると、処分の名宛人が上記の各通知書をもって改定確定保険料の額を把握することは容易でない。仮に、この通知書を受け取る処分の名宛人にとって、追徴額又は還付額がいくらなのかが関心事項であるとしても、改定確定保険料の額が示されてこそ、改定前の確定保険料の額との差（追徴額又は還付額）を正しく認識できることになる。

処分を行う場合には、当該処分の内容を処分の名宛人にとってわかりやすく、誤解の生じないよう端的に伝えるべきである。審査庁は、改定確定

保険料決定通知書の様式（メリット制事務処理手引）を見直して、改定確定保険料の額の欄を設ける必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件各処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹